

令和 4 年度

定 額
請 負

都島中通住宅外38住宅石綿含有建材(外壁仕上げ塗材)採取及び成分分析調査業務委託

仕様書

委 託 期 限	令和5年2月24日
---------	-----------

大阪市住宅供給公社
(担当 住宅管理部 募集センター)

外装薄塗材採取及び成分分析調査業務委託特記仕様書

1 業務委託名称	都島中通住宅外38住宅石綿含有建材(外壁仕上げ塗材)採取及び成分分析調査業務委託		
2 委託場所	大阪市都島区都島中通2-9-31外 (別紙 調査対象住宅リスト参照)	都島中通住宅2号館外38住宅	
		計	39
	対象棟		78棟
	検体数	外壁仕上げ材	136検体
		アスファルトシングル材	5検体
		天井(浴室・洗面所・ピロティ)	9検体
履行期間	契約締結日 ～ 令和5年2月24日		
4 業務概要	<p>本業務は、上記対象施設の改修工事の事前調査として実施するもので、外壁仕上げ塗材及びアスファルトシングル葺き材、天井成形板を、受注者が試料を採取し、各検体について対象種(アクチノライト、アモサイト、アンソファイライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト)の6種類について定性分析を行う。</p>		
5 業務内容	<p>(1)作業計画書の作成 事前調査に先立ち、作業手順、分析方法等をまとめた作業計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。 試料採取期間は原則として平日の午前9時から午後5時までの間に行うこととする。</p> <p>(2)試料の採取、分析</p> <p>①試料採取にあたっては、実施工程表を作成し発注者と日程を調整し検体採取日を決定する。</p> <p>②外壁仕上げ塗材試料の採取箇所は、発注者が指定する場所とし、施工部位の3カ所以上から1か所当たり容量10cm³程度を目安に試料(塗材表面から建物躯体表面までの下地調整塗材を含む塗材全層を貫通して採取)を削り取り、これらを3つ合わせて1検体とする。仕上げ塗材の採取にあたっては、厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」参照</p> <p>③アスベストシングル葺き試料の採取箇所は、発注者が指定する場所とし施工部位の3カ所以上からとする。1か所当たり10cm角程度を目安に試料(シングル材・接着剤・防水層)を採取し、これら3つを合わせ1検体とする。</p> <p>④天井(浴室・洗面所・ピロティ)の試料採取箇所は、施工部位の各1カ所以上とする。1か所当たり10cm角程度を目安に試料(成形材・接着剤)を採取し、これらを合わせ1検体とする。試料採取および試料採取痕の補修については、試料採取痕を樹脂プレート等にて接着し、コーキング材により補修を行うこと。</p> <p>⑤アスベスト含有の分析方法は、(JIS) A1481-1またはA1481-2による測定方法を用いること。</p> <p>⑥試料採取痕は、固化材噴霧や接着剤塗布により、建材の飛散及び劣化等が進行しないように適切な処理を行い、塗材と類似した色のスプレーを塗布し簡易補修を行うこと。</p> <p>⑦検体採取日時、住宅名、号館名、検体数、採取位置、調査員氏名等を記載した検体採取記録簿(指定様式による)を発注者へ提出すること。</p> <p>⑧試料の入れ物には、その都度採取した場所が分かるように明記すること。</p> <p>⑨試料採取の状況、試料採取後の状況及び採取した試料は、黒板等を</p>		

使用し写真撮影すること。

- ⑩アスファルトシングル葺き材の採取の際は、安全に十分配慮して軒先より採取する。なお、原則補修は不要とする。

(3) 報告書(成果物)の作成

①ファイルに綴じ1部提出

測定分析結果及び採取位置図、試料採取等の状況写真、記録事項

②CD-Rに格納し1部提出

測定分析結果及び採取位置図

媒体記録については、ウイルスチェックを実施し、利用したソフト名及びバージョンを記載すること。

③外壁仕上げ塗材の測定分析結果には、試料名として外壁仕上げ塗材の種類(塗材表面から建物躯体表面までの下地調整塗材を含む全層の採取結果であることを)を明記すること。

6 従事者の資格等

(1) 含有分析実施者として、次の資格を有していること

公益社団法人日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業(旧称:石綿分析にかかるクロスチェック事業)におけるAランク又はBランク認定分析技術者

(2) 試料採取者として、次のいずれかの資格を有していること

①一般社団法人JATI協会認定のアスベスト診断士

②建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく、建築物石綿含有建材調査者講習の修了者

③労働安全衛生法に基づく、石綿作業主任者

7 貸与資料

対象住宅の配置図及び試料採取場所図

(採取場所の指示がない場合は監督職員の指示による)

8 提出書類

受注者は業務委託契約後、発注者の指定する提出書類(指定様式による)を作成し、速やかに発注者に提出すること。

9 特記事項

(1) 受注者は、本事業の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

(2) 業務の実施にあたっては、居住者の生活に配慮して行うとともに

必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。(業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生の防止に努めること。)

(3) 業務実施計画書に基づき、監督職員に対し点検業務実施日程を事前に

連絡する。なお、居住者への掲示内容等については、発注者と協議の上、決定する。

(4) 業務の実施に当たっては、受注者の業務従事者であることを表示

する腕章等を着用するとともに、受注者の発行する身分証明書を所持し、発注者又は居住者等からの提示を求められた場合はこれを提示する。

(5) 業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者の責任とする。

(6) 本業務の履行に必要な物品等は、受注者で準備すること。

(7) 調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に

発注者と協議し、決定すること。

その際には設計変更を行い、

(8) 本委託の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。

また、本委託終了後も同様とする。

- (9) 本業務は、本仕様書及び契約書に定める事項によるものとする。
その他、定めのない事項については、その都度、受注者と発注者で協議すること。
- (10) 受注者は、応札にあつては本仕様書を十分検討し、本仕様書に疑義がある場合には、指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付経過後の疑義については受付しない。なお、契約後における仕様書上の疑義については発注者の解釈による。
- (11) 別紙の調査対象住宅リストにおいて指定以外の外壁仕上げ塗材が存在する場合や検体採取が出来ない場合は、監督職員に報告すること。
なお、リストと相違がある場合は、公社の積算基準により設計変更を行う。

都島中通住宅外38住宅石綿含有建材(外壁仕上げ塗材)採取及び成分分析調査業務委託
成分分析調査業務委託

令和 年 月 日

記録NO.

採取日時	令和 年 月 日()	午前・午後 時 分
採取者氏名		
住宅名		
号館名		
採取位置		
検体数		
特記事項		

令和 年 月 日

記録NO.

採取日時	令和 年 月 日()	午前・午後 時 分
採取者氏名		
住宅名		
号館名		
採取位置		
検体数		
特記事項		

《調査対象住宅リスト》

別紙

外壁仕上塗材及びシングル屋根の石綿試料採取箇所及び検体数

下記の住宅等において外壁仕上塗材及びシングル屋根の石綿試料採取及び分析を行う。

※仕上げ塗材ごとに検体を採取することとする。

※成形板採取において、空家補修などが必要になる場合は別途の委託とする。

行政区	住宅名	号館	建設年度	住所	外装仕上げ塗材		成形板	屋根 シングル材	対象工種(参考)	調査履歴
					リシン	吹付タイル				
都島	都島中通	2	H14	都島中通2-9-31	1	1			外壁改修	無
都島	友洲	1	S53	友洲町1-3	1	1			給水管	無
都島	友洲	2	S53	友洲町1-3	1	1			給水管	無
此花	西島東	2	H12	西島2-1	1	1			外壁改修	無
此花	島屋	1	H13	島屋2-8	1	1			外壁改修	無
此花	秀野西	2	S48	西島1-12	1	1			外壁部分改修	無
此花	秀野西	3	S48	西島1-11	1	1			外壁部分改修	無
此花	秀野西	4	S48	西島1-16	1	1			外壁部分改修	無
此花	高見	25	S59	高見1-6	1	1			外壁部分改修	無
此花	高見	44	S62	高見1-5	1	1			外壁部分改修	無
港	八幡屋第3	1	S47	八幡屋4-4	1				外壁部分改修	無
港	八幡屋第3	2	S47	八幡屋4-4	1				外壁部分改修	無
西淀川	中島第2 1号館北東	集会所	S54	中島1-4	1				外壁改修	無
西淀川	神崎川	1	H14	千舟3-4	1	1			外壁改修	無
西淀川	神崎川	2	H14	千舟3-4	1	1			外壁改修	無
西淀川	姫島第1	1	H14	姫島6-10	1	1			外壁改修	無
西淀川	御幣島西	1	S58	御幣島4-18	1	1			外壁部分改修	無
西淀川	御幣島西	2	S58	御幣島4-18	1	1			外壁部分改修	無
西淀川	出来島	1	S53	出来島3-3	1	1			給水管	無
西淀川	出来島	2	S53	出来島3-3	1	1			給水管	無
淀川	西中島第2	4	S54	木川東3-2-1	1				外壁改修	無
淀川	木川東第2	1	S58	木川東4-3	1	1			外壁部分改修	無
淀川	三津屋	1	S60	三津屋南2-3	1				外壁部分改修	無
淀川	三津屋	2	S60	三津屋南2-4	1				外壁部分改修	無
淀川	三津屋	3	S60	三津屋南1-15	1				外壁部分改修	無
淀川	三津屋	4	S60	三津屋南1-15	1				外壁部分改修	無
淀川	新高	1	S59	新高4-9	1				外壁部分改修	無
淀川	新高	2	S59	新高4-11	1				外壁部分改修	無
淀川	新高	3	S59	新高4-11	1				外壁部分改修	無
東淀川	東淡路第2	5	S53	東淡路2-4	1	1			外壁改修	無
東淀川	東淡路第2 5号館南	集会所	S53	東淡路2-4	1				外壁改修	無
東淀川	南江口第2	1	S53	南江口1-2		1			外壁改修	無
東淀川	南江口第2 1号館東	集会所	S53	南江口1-2	1				外壁改修	無
東淀川	豊里	1	S56	豊里5-15	1	1			外壁改修	無
東淀川	豊里 1号館北	集会所	S56	豊里5-15	1	1			外壁改修	無
東淀川	豊里	2	S56	豊里5-15	1	1			外壁改修	無
東淀川	豊里	3	S56	豊里5-15	1	1			外壁改修	無
東淀川	北江口	1	H13	北江口3-3		2			外壁改修	無
東淀川	北江口 1号館西	集会所	H15	北江口3-3	1	1			外壁改修	無
東淀川	北陽第2	1	S58	西淡路5-7	1				外壁部分改修・各戸分電盤	無
東淀川	菅原第2	4	S60	菅原4-7	1				外壁部分改修	無
東淀川	北大桐	1	S60	大桐5-5	1	1			外壁部分改修	無
東淀川	北大桐	2	S61	大桐5-6	1	1			外壁部分改修	無
東淀川	北大桐	3	S60	大桐5-7	1	1			外壁部分改修	無
東淀川	北大桐	4	S61	大桐5-14	1	1			外壁部分改修	無
東淀川	井高野第6	17	H4	井高野3-5	1			1	屋上防水	無
東淀川	井高野第6	18	H4	井高野3-10	1			1	屋上防水	無
東淀川	井高野第6 18号館東	集会所	H4	井高野3-10	1			1	屋上防水	無
東淀川	淡路	6	H8	西淡路5-14	1	1		1	屋上防水	無
東淀川	北陽	1	S55	西淡路6-2	1	1			各戸分電盤	無
東淀川	北陽	2	S55	西淡路6-2	1	1			各戸分電盤	無
東淀川	北陽	3	S55	西淡路6-2	1	1			各戸分電盤	無
東淀川	大桐	1	S56	大桐1-17	1	1			各戸分電盤	無
東淀川	大桐	2	S56	大桐1-17	1	1			各戸分電盤	無
東淀川	大桐	3	S56	大桐3-1	1	1			各戸分電盤	無
旭	高殿西	8	S54	高殿5-2	1	1			外壁改修	無
旭	大宮	1	H14	大宮5-12-21		1			外壁改修	無
旭	大宮 1号館北東	集会所	H14	大宮5-12-21		1			外壁改修	無
旭	太子橋	1	H14	太子橋1-24	1			1	外壁改修・屋上防水	無
城東	古市南第3 1号館	EV	H21	古市1-9	1				外壁改修	無
城東	古市東	4	H13	古市2-5	3	3			外壁改修	無
城東	今福南第2	2	S52	今福南4-6-26	1	1			給水管	無
城東	今福南第2	3	S52	今福南4-6-37	1	1			給水管	無
城東	古市南	1	S53	古市1-5	1	1			給水管	無
城東	古市南	2	S53	古市1-5	1	1			給水管	無
鶴見	今津北	1	S59	今津北2-2	1	1			外壁部分改修	無
鶴見	今津北	2	S60	今津北2-2	1	1			外壁部分改修	無
鶴見	横堤第2	1	S57	横堤1-11	1	1			各戸分電盤	無
鶴見	横堤第2	2	S57	横堤1-11	1	1			各戸分電盤	無
鶴見	横堤第2	3	S57	横堤1-11	1	1			各戸分電盤	無
鶴見	横堤第2	4	S57	横堤1-11	1	1			各戸分電盤	無
鶴見	諸口第2	6	S59	諸口6-6	1	1	天井(浴室・洗面・ピロティ)		排水管	無
鶴見	諸口北	4	S59	諸口6-5	1	1	天井(浴室・洗面・ピロティ)		排水管	無
鶴見	諸口北	5	S59	諸口6-5	1	1	天井(浴室・洗面・ピロティ)		排水管	無
鶴見	鶴見	2	S53	鶴見2-8	1	1			給水管	無
鶴見	鶴見	3	S53	鶴見2-7	1	1			給水管	無
鶴見	鶴見	4	S53	鶴見2-7	1	1			給水管	無
鶴見	鶴見	8	S53	鶴見1-2	1	1			給水管	無
					75	61	9	5		

一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第15条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。(ただし、個人情報を含むものを除く。)
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者、又は大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第2条第9号に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は、第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪府が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じる。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合は、この限りでない。

特記仕様書

(法令等の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、この契約業務の履行に際しては、常に法令等を遵守し、公正な職務執行に当たるとともに、公益通報(職務の執行に関する事実であって、法令等に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるもの、環境を害するおそれがあるものその他不適正なもの(以下「通報対象事実」という。))が生じ、又は生じるおそれがある旨を通報することをいう。以下同じ。)に適切に対処しなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約業務について公益通報を受けたときは、速やかに公益通報の内容を発注者(大阪市住宅供給公社(以下「公社」という。))総務部総務課)へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力した者から、公益通報をしたこと又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力したことを理由として、公社又は公社の役職員から不利益な取扱いをされた旨の申出(書面により具体的な事実を摘示してされたものに限る。)を受けたときは、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。
- 3 発注者との契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が行う公益通報に係る通報対象事実の調査及び不利益取扱いに係る申出についての調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る秘密の保持)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み、公社個人情報保護基本規程、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 万一、個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び業務を行う上で得られた、又は成果物の作成のために受注者の保有する記録媒体(光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど、適正に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な

保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返還等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を、他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第9条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(違反行為の是正等)

第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する求めに従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償の請求)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するとき、受注者に対し、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 受注者が、第3条に規定する調査若しくは第10条に規定する検査又は前条に規定する措置の求めに正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
- (2) この契約による業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責めに帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき

都島中通住宅外38住宅石綿含有建材(外壁仕上げ塗材)採取及び成分分析調査業務委託

業務委託費総額金 円

業務委託価格 金 円

消費税及び地方
消費税相当額金 円